

久留米市民交流センター利用案内

施設の概要

1. くるみホール 市民の交流の場として、サークルの発表会などの催しに利用できるオープンスペースです。
- 広 さ 約200平方メートル
- 定 員 テーブル 150人
椅子 200人
- その他 簡単なマイク、スピーカーの設備があります。
2. 会 議 室 14人収容の会議室から48人収容の会議室まで10室の会議室があります。

| 会議室の区分 | 定員 | 備考 |
|---------|-----|--------------|
| 301 (B) | 24人 | |
| 302 (C) | 24人 | |
| 303 (B) | 36人 | |
| 304 (C) | 14人 | ソファのみ、テーブルなし |
| 305 (A) | 48人 | |
| 306 (C) | 24人 | |
| 307 (C) | 24人 | |
| 308 (B) | 36人 | 相互補聴器(7人分)あり |
| 309 (D) | 16人 | 藍胎漆器のテーブル・イス |
| 310 (E) | 36人 | |

使用の申込

1. 開館時間 (1)くるみホール 午前9時から午後10時まで
(2)会 議 室 平日 午後6時から午後10時まで
土・日・祭日 午前9時から午後10時まで
2. 休 館 日 年末年始の12月29日から1月3日まで
このほかに設備保守点検等のため、第3日曜日及び臨時に休館することがあります。
3. 使用申込の受付 原則として使用日の3ヶ月前からの申込みです。

4. 使用申込の受付時間
- (1)原則として開館日の午前9時から午後7時まで
 - (2)インターネットによる申込みは、24時間対応可能です。但し、利用日から1週間以内及びメンテナンスの時間帯は申込みできません。
- ※インターネットの申込みは事前登録が必要です。
- ※使用については、使用時間帯は、会場の設営から終了後の後始末等関係者全員が退出するすべての時間が含まれます。

5. 使用期間の制限
- 市民交流センターは、市の主催又は共催で使用する場合を除いて引き続き7日を越える使用並びに定期的に曜日及び時間を指定した使用はできません。

6. 使用料
- (1)使用料は、使用許可証の交付と同時に納めていただきます。なお、既納の使用料は、規則に定めている場合以外はお返しできません。

--- 使用料をお返す場合 ---

- ①天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- ②公用により指定管理者が使用許可を取り消したとき。
- ③使用日の10日前までに使用中止の届出があり、かつ、センターの運営に支障がないとき。

- (2)使用料は、別途料金表のとおりです。

7. 使用の不許可
- 次の場合は、施設の使用を許可いたしません。又は既に許可している場合でも取り消すことがあります。
- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2)建物又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3)営利を目的とするとき。
 - (4)センターの管理運営上支障があると認められるとき。
 - (5)その他指定管理者が特に適当でないと認めるとき。

使用上の注意

1. 責任者の設置 会場の秩序を保つため必ず責任者を置いて下さい。
2. 使用上の注意 使用者は、次のことについて関係者及び入場者及び入場者に責任者をもって指示して下さい。
 - (1) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為をおこなわないこと。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者を入場させないこと。
 - (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 会場内で入場者を対象に寄付やカンパを行う場合は、指定管理者の承認をとること。
 - (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (6) 壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
 - (7) その他、当センターの職員の指示に従うこと。
3. 使用権譲渡の禁止 許可された目的以外の目的にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸したりすることはできません。
4. 原状回復 使用者は使用終了後直ちに施設等を原状に復し当センターの職員に届け出て点検を受けてください。
5. 損害賠償 使用者は、施設を損傷し又は滅失した場合は、速やかに届け出ると同時に、生じた損害を賠償していただきます。
6. 会場への出入り口 くるみホール、会議室への出入りは東側の出入口からになります。エレベーターをご利用される場合も東側のエレベーターをご利用下さい。
7. その他 施設を使用される当日は、使用許可証を持参し、係員に提示して下さい。

ホール・会議室使用料金

| 区 分 (定員) | | | 使用単位 | 使用料 | 冷房使用料 (上段) |
|--------------------------------|---|--|--------|--------|------------|
| | | | | | 暖房使用料 (下段) |
| くるみホール (テーブル: 150人、椅子 200人) | | | 1時間につき | 1,460円 | 1,230円 |
| | | | | | 1,780円 |
| 会 議 室 | A | 305 (48人) | 1時間につき | 450円 | 230円 |
| | | | | | 310円 |
| | B | 301 (24人) 303 (36人) 308 (36人) | 1時間につき | 340円 | 180円 |
| | | | | | 240円 |
| | | | | | |
| | C | 302 (24人) 304 (14人) 306 (24人) 307 (24人) | 1時間につき | 230円 | 120円 |
| | | | | | 160円 |
| | | | | | |
| | D | 309 (16人) | 1時間につき | 190円 | 100円 |
| | | | | | 150円 |
| | E | 310 (36人) | 1時間につき | 380円 | 190円 |
| | | | | | 260円 |

※地方消費税及び消費税(8%)を含んだ料金です。

※使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算します。

※使用時間は準備から後片付けの時間を含みます。

※使用料は許可証の交付と同時に納めてください。

※冷暖房が使用できる時間は次のとおりです。

| | |
|------------|---------------|
| 冷房が使用できる期間 | 6月下旬ごろから9月まで |
| 暖房が使用できる期間 | 11月下旬ごろから3月まで |

◆◆◆◆◆ 久留米市民交流センター ◆◆◆◆◆

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

TEL0942-30-9019

FAX0942-33-2366